

教健第361号
令和3年10月4日

長崎市立各小・中学校長 様
長崎市立長崎商業高等学校長 様

長崎市教育委員会
健康教育課長
学校教育課長
(公印省略)

市立学校における令和3年10月4日(月)以降の部活動の取扱いについて(通知)

このことについて、別添(写)のとおり、長崎県教育庁学芸文化課長及び体育保健課長から通知がありました。

各学校の部活動については通知により適切に行われているところですが、9月30日(木)をもって、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が全面解除となりました。

つきましては、各学校における部活動の取扱いについて、令和3年10月4日(月)から10月15日(金)までの間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、依然として警戒を緩めることはできないため、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

| (変更前) | (変更後) |
|---|--|
| <p>○合同での練習会・練習試合・演奏会・地域行事への参加など、他校等との交流は県内のみとする。(※宿泊可)</p> <p>○県外との交流や県外での活動はしないこと。(県外チームを県内に招聘することも含む)</p> | <p>○原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」(長崎県の感染段階ステージ2以上に相当する都道府県)との交流については取りやめること。(最終判断は、出発前日の状況とする)</p> |
| <p>○大会への参加については、県内大会のみとするが、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等へ出場する場合には県外も可とする。(※県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」などを参考に、該当地域の感染状況に十分注意し、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること)</p> | <p>○大会への参加については、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催・共催・後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。</p> |

【問い合わせ先】

〒850-8685長崎市桜町2-22
長崎市教育委員会健康教育課
保健体育係 担当：森田将史
TEL：095-829-1197/Fax：829-1298
Mail:kenkou02@nagasaki-city.ed.jp

長崎市立学校の部活動の取扱いについて（令和3年10月4日（月）以降）

市立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、令和3年10月15日（金）まで、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

- 健康観察を実施し、児童生徒本人に発熱等の風邪症状がある場合や、同居の家族に風邪症状がみられる場合は参加させないことを徹底すること（発熱、咳やのどの痛みなど）。
- 児童生徒本人・保護者の意向を尊重すること。
- 原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」（長崎県の感染段階ステージ2以上に相当する都道府県）との交流については取りやめること。（最終判断は、出発前日の状況とする）
- 大会への参加については、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。
- 以下の「具体的な留意事項」の内容については、練習前に、指導者が児童生徒に対し確実に周知すること。なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせる。

具体的な留意事項

【感染拡大防止対策について】

- ・ 毎回、部活動単位で、発熱者（37.5℃）の把握を行うこと。（健康観察記録表を必ず提出させること。）
- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 部活動における飲食の場面の感染防止を徹底すること。
- ・ 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気を行うこと。
- ・ 大会参加や交流等で宿泊する際は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 児童生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の場面を可能な限り分散させるなど3密を避けること。



3 教文第 7 3 7 号
3 教体第 2 5 5 号
令和 3 年 1 0 月 1 日

各市町教育委員会教育長 様

長崎県教育庁学芸文化課長
長崎県教育庁体育保健課長
(公 印 省 略)

県立学校における令和 3 年 1 0 月 2 日以降の部活動の取扱いについて (お知らせ)

このことについて、別添 (写) のとおり、各県立学校あて通知しましたので
お知らせします。

貴市町の部活動の取扱いの参考としてください。

【問い合わせ先】

長崎県教育庁 学芸文化課 教育文化班
担当：林

【TEL】095-894-3385

【FAX】095-824-1344

【Mail】akiko-hayashi@pref.nagasaki.lg.jp

長崎県教育庁 体育保健課 学校体育班
担当：佐藤

【TEL】095-894-3393

【FAX】095-894-3478

【Mail】n-sato@pref.nagasaki.lg.jp



3 教文第 7 3 7 号
3 教体第 2 5 5 号
令和 3 年 1 0 月 1 日

各県立学校長 様

学芸文化課長
体育保健課長
(公印省略)

県立学校における令和 3 年 1 0 月 2 日以降の部活動の取扱いについて (通知)

本県における各学校の部活動に関しては、令和 3 年 9 月 2 2 日付け 3 教文第 6 9 7 号、3 教体第 2 4 9 号により実施されているところですが、9 月 3 0 日 (木) をもって、国による「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が全面解除となりました。

つきましては、各学校における部活動の取扱いについて、令和 3 年 1 0 月 1 5 日 (金) までの間、【別紙】に基づいた取組をお願いします。

なお、依然として警戒を緩めることはできないため、感染の再拡大を招かないよう、引き続き、基本的感染防止対策の徹底をお願いします。

また、日々状況が変化しているため、感染の状況によっては対応を見直すことがあることを申し添えます。

【問い合わせ先】

学芸文化課 教育文化班
担当：林

【TEL】095-894-3385

【FAX】095-824-1344

【Mail】akiko-hayashi@pref.nagasaki.lg.jp

体育保健課 学校体育班
担当：佐藤

【TEL】095-894-3393

【FAX】095-894-3478

【Mail】n-sato@pref.nagasaki.lg.jp



部活動の取扱いについて（令和3年10月2日以降）

【別紙】

県立学校の部活動においては、下記、感染症対策の措置を講じた上で、実施するものといたします。
なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、依然として警戒を緩めることはできないため、令和3年10月15日（金）まで、以下の取組を徹底してください。

実施にあたって

健康観察を実施し、体調がすぐれない生徒は参加させないこと。（発熱、咳やのどの痛みなど）

生徒本人・保護者の意向を尊重すること。

原則、県内外を問わず、大会への参加を含めて、他校等との交流ができるものとする。ただし、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」（長崎県の感染段階ステージ2以上に相当する都道府県）との交流については取りやめること。（最終判断は、出発前日の状況とする）

大会への参加については、県HPに示されている、「感染者が拡大している地域」であっても、中央競技団体等や高体連・高野連・高文連・中体連・中文連が主催、共催、後援する全国大会・九州大会等への出場は可とする。その際、移動中や宿泊先における感染防止対策を徹底すること。

大会参加や他校等との交流を計画する際は、自校が所在する市町が独自の感染防止対策として、移動等を制限する場合もあることなどに留意すること。

下記「具体的な留意事項」の内容については、指導者が生徒に対し確実に周知すること。

なお、留意事項への対策が十分取れない場合は、部活動の実施を見合わせること。

具体的な留意事項 【感染拡大防止対策等について】

- ・ 基本的感染防止対策を継続すること。
- ・ 部活動における飲食の場面の感染防止を徹底すること。
- ・ 更衣室や部室等を使用する場合は、短時間の利用で交替制とするなどして、一斉利用を避け、時間差利用、身体的距離の確保、会話の制限などを行うこと。
- ・ 移動の際は、原則マスク着用を徹底し、バス等利用時は定期的な換気も行うこと。
- ・ 大会参加や交流等で宿泊する際は、飲食および入浴の時間や会場を分散する、他のチームと相部屋にしないなど、普段一緒に活動している者以外との接触を可能な限り避けること。
- ・ 毎回、部活動単位で、生徒の体温を検温するなど、健康観察を行うこと。
- ・ 体育館、校舎内等の屋内施設を用いる場合、ドアを広く開け、普段以上のこまめな換気を行うこと。
- ・ 生徒が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチ）や用具・器具等は、消毒液等を使用して清掃を行うなど、感染拡大防止のための防護措置等を講じること。特に楽器等については唾液の処理等も適切に行うこと。
- ・ 給水用のボトルやコップ、汗を拭くタオルなどは共用しないこと。
- ・ 活動参加について、承諾書（様式は各学校独自）により、保護者の承諾を得ること。
- ・ 宿泊先では一般利用者がいることを踏まえ、入浴や食事の場面を可能な限り分散させるなど3密を避けること。

判断基準となる、「県HP」はこちらです。

「県HP」 [【総合ページ】新型コロナウイルス感染症について](#)

「感染者が拡大している地域について」 で閲覧できます。

QRコード：こちらからも確認できます。

